

議長（門 瀧雄）

ご異議なしと認めます。

よって、委員長報告は了承することに決定いたしました。

続きまして、町長報告であります。

これにつきましても、すでに印刷配付をしておりますので、朗読は省略を致します。

日程第4、議案第1号 専決処分の承認について（多度津町地域の元気臨時基金条例）についてを議題と致します。

提案者の提案理由の説明を求めます。

総務課長 石原君。

総務課長（石原 光弘）

おはようございます。それでは、議案第1号 専決処分の承認について提案説明をさせていただきます。

平成25年11月11日に、地方自治法第179条第1項の規定によりまして、多度津町地域の元気臨時基金条例の専決処分をいたしましたので、同条第3項の規程により、12月定例議会におきまして報告をし、議会の議決を求めるものでございます。

専決処分の内容といたしましては、国の予算における地域活性化・地域の元気臨時交付金が予算化されており、本町に対する交付限度額は、1千537万4千円で、10月25日に内閣府より内示がありました。この交付金の活用事業については、26年度事業に充当する予定であり、予算措置上、一度基金に積み立てる必要がありますので、基金条例を制定するものでございます。

1ページをお開き下さい。

基金の内容でございますが、第1条は、本基金設置の目的について規定するものでございます。第2条は、基金の積立額については、一般会計歳入歳出予算で定めるものでございます。第3条は、基金の管理については、最も確実かつ有利な方法によって、保管しなければならないことを定めるものでございます。第4条は、基金の運用益は、予算に計上して、この基金に編入するという、基金運用益の処理を定めるものでございます。第5条は、処分については、目的を達成するために必要な経費の財源に充てる場合に限り、この基金が処分できると規定するものでございます。第6条は、委任事項について定めるものでございます。

なお附則として、第1項で、施行期日として、この条例は、公布の日から施行するものです。

第2項として、この条例の失効として、平成27年3月31日限り、その効力を失う。この場合において、基金に残余財産があるときは、当該残余財産の額に相当す

る金額を予算に計上して、国庫に納付するものとする。と規定するものでございます。

以上、簡単ですが提案説明とさせていただきます。

よろしく、ご審議賜りますようお願い申し上げます。